


**赤十字への
遺贈**

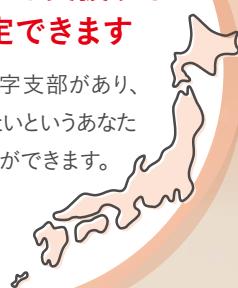
今日もずっと
命のそばにいる。

遺言書をつくり、遺産を寄付することを
“遺贈”といいます。命を守る活動のために、
あなたの財産を活かしませんか。

Photo: 災害時に救護所を受診した赤ちゃんを抱っこする医療教護班

日本赤十字社は支援する
地域を指定できます

各都道府県に赤十字支部があり、
地元や故郷を支えたいというあなたの想いを届けることができます。



郵便局の終活日和

日本郵便による
サポート

日本郵便は、日本赤十字社と協力し、「遺言書の作成」や
「遺贈による寄付」に関する手続きの専門家を紹介します。



デジタル
パンフレット



日本郵便／生活相談ダイヤル（相談無料）^{※1}
 ろうご み な よ い
 0120-65-3741

平日 9時～20時（土日祝・年末年始は除く）※パンフレットやWebサイトに掲載されている利用規約をご確認の上、お電話ください。
※1 当社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。

Webでの
ご相談は
こちらから



郵便局の終活日和

検索

【郵便局使用欄】

局所コード

日本赤十字社と日本郵便が あなたの想いをつなぐお手伝いをします。

日本赤十字社への遺贈

日本赤十字社は全国47都道府県それぞれに支部があります。地元や故郷を支えたいというご遺志を、お近くの支部を通して届けることが可能です。あなたの想いを受け取った赤十字の支部が、あなたの大切な地の未来を支えます。



日本赤十字社の活動

日本赤十字社は国内外の災害・病気・紛争で苦しんでいる人の支援のほか、医療事業、血液事業、救急法などの講習、青少年赤十字、赤十字ボランティア、社会福祉事業、看護師の養成など、人の命に寄り添い地域に根差したさまざまな活動をおこなっています。そしてその活動は皆さまのご支援で支えられています。



日本郵便が紹介する専門家が遺言書の作成をサポート

遺贈によるご寄付をいただく場合は「遺言書」が必要です。大切な遺言書が有効なものとして使われるよう「公正証書遺言の作成」や「自筆証書遺言の作成」のサポートを専門家に依頼し、公証役場や法務局で適切に保管してもらうことができます。遺贈する財産は一部だけでも、いくらからでも可能です。



さらに、こんなサポートサービスも！



死後事務 の委任

人が亡くなった後に発生する、死後の葬儀や住んでいた家の片付け、遺品の処理、施設への支払いなどの事務を専門家に依頼できます。



任意後見 制度

ひとりで決められるうちに、認知症や障害の場合に備えて、あらかじめご本人自らが選んだ後見人（任意後見契約）を決めておく制度です。

遺言により寄付をした財産は、原則相続税の対象となりません

※相続税の申告期限内に寄付した場合に限ります。

皆さまの明るい
みらいのために

日本郵便／生活相談ダイヤル（相談無料）
ろうご みんな よい
0120-65-3741

平日 9時～20時（土日祝・年末年始は除く）※パンフレットやWebサイトに掲載されている利用規約をご確認の上、お電話ください。
※当社が紹介した提携事業者と契約し、サービス提供を受ける際には費用が発生します。

Webでの
ご相談は
こちらから



郵便局の終活日和 検索